



日米修好通商条約は、どんな内容だったの



日本側はアメリカ人を裁判^{さいばん}できない、関税自主権をもたないなど、日本側に不利な内容だったよ。

日米修好通商条約の内容

1858年に、日本とアメリカが結んだ日米修好通商条約は、14か条の条約と、
7則^{そく}の貿易^{ぼうえきしやうてい}章程からなります。おもな内容は、次のとおりです。

- ・下田^{しもだ}・箱館^{はこだて}（函館）のほかに、神奈川（横浜）・長崎・新潟・兵庫（神戸）を開港し、神奈川港を開いた6か月後に、下田港を閉じること。開港では、アメリカ人が住んだり、土地を借りたり、住宅・倉庫を建てたりしてもよいこと。
- ・外国のお金は、日本の同じ種類のお金と同じ量で、通用すること。
- ・日本人に対して犯罪^{はんざい}を行ったアメリカ人は、アメリカ領事が裁判をして、アメリカの法律でばっすること。アメリカ人に対して犯罪を行った日本人は、日本の役人が取り調べて、日本の法律でばっすること。

貿易章程の内容

貿易章程は、アメリカ人が開港で行う貿易についての規則を定めたものです。開港で陸あげする品物に対する関税の規則は、神奈川の開港の後、5年過ぎてから、両国の話し合いによって、変えることができる、と決められています。

日本側に不利な、不平等な内容の条約だった

この条約は、犯罪を行ったアメリカ人を日本側が裁判できないこと、日本側が自主的に関税を定めることができない（つまり、関税自主権をもたない）ことなど、日本に不利な、不平等な内容のものでした。明治時代の1894年に日米通商航海条約が調印され、その条約が1899年7月17日に発効（ききめが生まれること）するまで、不平等な日米修好通商条約が残っていたのです。